

広島県告示第二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年三月二十六日までの間、縦覧に供する。

令和八年三月十二日

広島県知事 横 田 美 香

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道府中松永線	府中市高木町字中川原一九七番四地先から 府中市栗柄町字平井大木三一五二番三地先まで	令和八年三月二十九日